

助け合いの仕組みづくり

(地域マニュアル)

【概要版】

名古屋市消防局災害対策課

もくじ

○ 助け合いの仕組みづくりとは	・・・・・・・・・・	1 頁
○ みんなで始めよう！助け合いの仕組みづくり	・・・・・・・・・・	2 頁
○ 地域で作る助け合いの仕組みづくりの進め方	・・・・・・・・・・	3 頁
○ 名簿の提供を受けるためには	・・・・・・・・・・	4 頁
○ 名簿の作成	・・・・・・・・・・	5 頁
○ 名簿等の活用方法	・・・・・・・・・・	6 頁
○ 名簿や個別支援計画を用いた訓練の実施	・・・・・・・・・・	7 頁

助け合いの仕組みづくりとは

阪神・淡路大震災の記録によれば、震災で救助された人の8割以上が地域の方々の助け合い（共助）により救助されたといわれています。

大きな災害が起こった時、速やかな安否確認と有効な救出・救護活動を実施するためには、あらかじめの備えが大切です。

地域の方々、とりわけ高齢者、障害者等の避難行動要支援者※（避難行動要支援者とは、災害等の非常時に必要な情報を的確に把握したり、自力で避難することが困難な方々のことをいいます。）の方々が「どこに住んでいるか」、「どのように安否を確認するか」や「地域での救出救護、避難の方法」などを地域で、事前に話し合っておきましょう。これが「助け合いの仕組みづくり」です。

みんなで始めよう！助け合いの仕組みづくり

「助け合いの仕組みづくり」の備えにより、災害時の被害を大幅に抑えることができます。

地域には、ほとんどの住民が高齢者の地域やマンションなどの大規模集合住宅が多い地域など、各々に色々な特性があります。地域の特性や将来の地域の姿を踏まえて、地域で良く話し合ったうえで、安心・安全なまちづくりのために、助け合いの仕組みづくりに取り組みましょう。

「助け合いの仕組みづくり」の対象は、地域の住民全員です。

命にかかわることですから、地域が一丸となって取り組むことが大切です。

地域で作る助け合いの仕組みづくりの進め方

○ 災害時や困ったとき、地域での「助け合い」が必要なことを、家庭や地域で十分に話し合しましょう。

○ 地域で助け合いの仕組みづくりの方法を決め、区役所と個人情報保護などに関する協定を結びます。

○ 区役所は高齢者や障害者の方々へ同意書を発送します。そして、返送されてきた同意書をまとめ避難行動要支援者名簿を作成します。

○ 地域の代表者は区役所から避難行動要支援者名簿を受け取ります。個人情報については、しっかりと学習しましょう。

○ 支援をする人や支援団体と「助け合いの組み合わせ」を検討し、個別支援計画を作成します。

○ 名簿や個別支援計画などの個人情報の保管方法や使用範囲について十分留意しましょう。

○ 名簿や個別支援計画を用いた訓練を実施します。

名簿の提供を受けるためには

○ 取り組み方法の決定

地域でよく話し合しましょう。町内会会議、学区連絡協議会、安心・安全で快適なまちづくり協議会などで、「助け合いの仕組みづくり」に取り組む合意を形成しましょう。

必要に応じて、区役所や消防署などに相談して、「助け合いの仕組みづくり」に関する説明を受けましょう。

○ 名簿及び同意書（以下「名簿等」という。）を管理するための規約を作りましょう。守秘義務が課せられる名簿等の取扱う方を決めましょう。

○ 地域の代表者は区役所へ申し出ましょう。

○ 地域と区役所の間で協定を結びましょう。

○ 区役所が対象者に対して同意を得て、名簿を作成します。

○ 地域の代表者は、区役所から名簿等を受け取りましょう。

○ 新しい名簿等をもらうときは、改めて区役所へ申し出ましょう。

その際、依頼書に添付する書類は、変更がなければ再度提出する必要はありません。その後、区役所は同意書を再送付し、名簿を更新します。

名簿の作成

- 区役所が名簿に登録するか否か対象者※あてに同意を確認します。

※①ひとり暮らし高齢者（65歳以上のひとり暮らし高齢者）

②高齢者のみの世帯（75歳以上の高齢者のみの世帯）

③介護保険受給者（要支援、要介護の認定を受けた方）

④障害者（身体障害者、知的障害者、重度の精神障害者）

⑤難病患者（歩行障害がある方など）

①～⑤の方には、区役所から名簿登録同意確認書が送られてきますので、支援を希望する方もしない方も意志を表示して、区役所へ返送してください。

- ①～⑤以外の方で、自ら名簿の掲載を希望する方がおみえになるかもしれません。そのような方のために、なるべく回覧板などでも名簿に掲載する方を募るようにしてください。

名簿等の活用方法

- 名簿等を活用して、安否確認の方法、救助の方法、また、安否確認をする一時集合場所の位置、一時集合場所から避難所までの避難方法なども合わせて決めておきましょう。

- 高齢者や障害者の方の個別支援計画

避難所や必要な支援、支援の提供者などは、事前に調整して決めておきましょう。

まず、地域の代表者などが要支援者宅を訪れ面会し、支援者となる方を明らかにしたうえで、要支援者の承諾を得て、組み合わせを考えましょう。

災害時の共助は、普段の付き合いから始まります。普段から、隣近所との顔の見える関係を構築しておきましょう。

- 個別支援計画の作成

住民同士の助け合いの組合せができれば、支援の種類や方法、支援を受ける人の部屋の確認など、より細かい調整や確認をし、個別支援計画を作成しましょう。作成した個別支援計画は、区役所と支援をする人へ写しを渡しておくようにしましょう。

名簿や個別支援計画を用いた訓練の実施

地域で地震や水害の発生を想定した防災訓練を実施しましょう。

訓練は、災害が発生してから避難所へ避難するまでの実際の行動を身に付けましょう。

訓練のポイント

- 1 地域住民の方々一人ひとりをどのように確認するのか？
- 2 お年寄りや障害のある方、外国の方への支援はどうするのか？
- 3 誰と避難所へ行くのか？

実施すべき訓練

- 1 名簿等を使った安否確認訓練
- 2 個別支援計画による情報伝達訓練
- 3 個別支援計画による避難誘導訓練
- 4 個別支援計画による救助・救護訓練

訓練結果をもとに個別支援計画等の見直しをし、災害の時に確実に機能するようにしておきましょう。